（証券コード：8056）
平成27年６月３日

株主各位

東京都江東区豊洲一丁目１番１号
日本ユニシス株式会社
代表取締役社長　黒川　茂

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法にて議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」（36頁から49頁）をご検討のうえ、次頁「５．議決権の行使について」記載の方法により、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都江東区豊洲一丁目１番１号
　　当本社29階会議室（最終頁のご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項
　　１．第71期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第71期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役８名選任の件
　　第４号議案　当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件
　　第５号議案　当社子会社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4．招集にあたっての決定事項

⑴ 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

⑵ 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑶ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷ インターネット経由で招集通知を受領することを承諾された株主様にも、ご請求をいただいた場合には、書面による招集通知、株主総会参考書類および議決権行使書用紙を送付させていただきます。

5．議決権の行使について

⑴ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

⑵ インターネットによる議決権行使の場合

後記「インターネット等による議決権行使のご案内」（50頁から52頁）をご高覧のうえ、当社の指定する次の議決権行使サイト

http://www.web54.net

にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

なお、インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙のご返送は必要ありません。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの書類は、監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部です。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

≪当社ウェブサイト≫http://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業部門の収益に改善の動きが見られるなど、緩やかな景気回復基調が続いております。国内の情報サービス市場については、対前年比でソフトウェア投資の緩やかな増加が見られ、今後も回復の軌道に乗ることが期待されます。一方で、世界情勢の不透明さなどにより日本経済が下押しされることが懸念されていることや、競合他社との一層の競争激化など、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況であると認識しております。

このような環境の中、日本ユニシスグループはさらなる企業価値向上を目指し、3カ年の中期経営計画（2012→2014）の最終年度として、「コアビジネスの拡大」により収益基盤を確固たるものにし、「新ビジネスへの挑戦」により共創／BPO（Business Process Outsourcing）ビジネスおよび社会基盤ビジネスを成長軌道に乗せることで新たな収益源を創出することに取り組んでまいりました。また、これらの取り組みを加速させるべく、平成24年に業務提携した大日本印刷株式会社との協業ビジネスを積極的に展開しております。さらに、人事制度改革やコスト構造改革などの「経営基盤の強化」にも取り組んでまいりました。

まず、「コアビジネスの拡大」については平成27年1月4日に株式会社北國銀行にて次世代オープン勘定系システム「BankVision®」が本番稼働し、累計稼働行は９行となりました。また前期に続き当期も大手信用金庫にて勘定系システムの新規採用が決定いたしました。これに加え金融機関および電力会社の基幹系アウトソーシングサービスの契約更改やサービス基盤の更改により、安定収益基盤を継続的に確保しております。その他製造・流通・サービス業等、様々な業種のお客様の基幹系システムについても受注や本番稼働が続いております。

サブシステム系でも、金融・生命保険業、航空業、交通インフラなど様々な業種の大規模システムの受注や本番稼働が相次いだほか、電力システム改革を見据えた電力小売業者向けの顧客料金計算システム「Enability® CIS」もご好

評をいただいております。
インフラビジネスも活発であり、国立大学、地域金融機関に加え、情報サービス業や製造業、教育関連等のお客様からもビジネスを支えるIT基盤の構築を受注しております。大手製造業のお客様に提供している複数海外拠点を対象としたグローバルITアウトソーシング運用サービスについては、海外拠点を有する日本企業向けの汎用的なサービスとして提供を開始いたしました。
また、複数のクラウド環境との連携を可能にするクラウドフェデレーション関連のサービスラインナップを更に強化いたしました。その他セキュリティ関連でも、大規模ECサイトの国際的セキュリティ基準「PCI DSS」（Payment Card Industry Data Security Standards）(注1)への対応や、セキュリティ運用監視サービスの提供開始など、インフラビジネスを活発に進めております。
これらは、平成27年4月1日よりスタートした新中期経営計画「Innovative Challenge Plan」における成長戦略として更なる変革を目指す「ビジネスICTプラットフォーム領域」における取り組みです。

「新ビジネスへの挑戦」については、決済関連ビジネスとして、国際ブランドプリペイドカードの決済プラットフォームサービスの提供を開始、海外向けのクラウド型プリペイドカード運用サービスにも着手いたしました。
また、デジタルマーケティング関連ビジネスとしては、決済連動型マーケティングであるCLO（Card Linked Offer）(注2)の進化型サービスに着手したほか、ビッグデータ分析環境の提供ラインナップも充実してきております。
IoT（Internet of Things）(注3)関連および地域関連のビジネスとしては、「無事故プログラムDR®」の市場拡大、全国の電気自動車向け充電器施設情報検索アプリ「全国EV/PHV充電まっぷ」の提供、充電インフラシステムサービス「smart oasis®」の設置拡大、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の衛星データを当社のEMS（Energy Management System）(注4)に活用するプロジェクトの開始などの進展がありました。
社会的課題であるワークスタイルの変革や医療・福祉・介護・保育の分野でも、大日本印刷株式会社をはじめとする各社との共同研究・実証実験やサービス提供を進めてまいりました。
これらは、新中期経営計画「Innovative Challenge Plan」の成長戦略として掲げる「デジタル／ライフ・イノベーション領域の拡大」につながる先行アクションでもあります。

最後に、「経営基盤の強化」に関しては、人材最適化およびコスト構造改革として、間接要員から運用業務要員へのシフトや事務所更改による固定費削減を引き続き実施してまいりました。

以上のように、中期経営計画（2012→2014）の達成に向けて日本ユニシスグループ一体となって取り組んでまいりました。今後は新中期経営計画「Innovative Challenge Plan」の達成に向けて取り組んでまいります。

（注）1．PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standards）：
加盟店やサービスプロバイダにおいて、クレジットカード会員データを安全に取り扱う事を目的として策定された、クレジットカード業界の国際的セキュリティ基準。

2．CLO（Card Linked Offer）：
CLOはカード情報を分析し、購入可能性の高い顧客へキャンペーン情報を送付することで、来店を促す仕組み。従来のCLOはクレジットカード使用情報を使い、小売業がキャンペーンを実施するパターンであったが、進化型サービスは、使用情報をプリペイドカード、デビットカードのみならずポイントカードまで拡大し、キャンペーンの実施主体もメーカーまで拡大している。

3．IoT（Internet of Things）：
様々なモノがインターネットに接続され、互いにつながる仕組み。

4．EMS（Energy Management System）：
電気やガスなどエネルギーの利用実態を詳細に把握し、運用改善／自動制御を実施することで、省エネルギーおよびエネルギーコストの低減を支援するエネルギー管理システム。

当連結会計年度の業績は、アウトソーシング売上が堅調に推移したもののハードウェア、システムサービスおよびサポートサービス売上等が減少した結果、売上高につきましては2,691億54百万円（前期比4.8％減）となりました。利益面につきましては、不採算案件の削減に努めたこと等により、減収にもかかわらず売上総利益は前期と同水準を維持し、さらに販売費及び一般管理費の抑制などコスト削減に努めたことから、営業利益は109億24百万円（前期比14.1％増）、経常利益は123億71百万円（前期比25.9％増）、当期純利益は72億46百万円（前期比14.9％増）となりました。

売上構成別に見ますと、サービス売上は、前期比10億66百万円減少の1,870億89百万円（前期比0.6％減）となりました。また、ソフトウェア売上は前期比6億9百万円減少の307億27百万円（前期比1.9％減）、ハードウェア売上は前期比118億59百万円減少の513億37百万円（前期比18.8％減）となりました。

なお、売上構成比は、サービス売上は69.5％（前期66.6％）、ソフトウェア売上は11.4％（前期11.1％）、ハードウェア売上は19.1％（前期22.3％）となりました。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の主要なものは、営業用コンピュータおよびアウトソーシング用ソフトウェアです。

⑶ 資金調達の状況

当社グループの所要資金は自己資金、借入金および社債の発行等により調達しております。

また、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、主要取引金融機関と総額115億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

⑷ 重要な企業再編等の状況

当社は、平成26年12月１日に発表した新中期経営計画「Innovative Challenge Plan」の実行に向けて、サービス提供スピードを加速させるため、平成27年４月１日を効力発生日として、当社の100%子会社であるUSOL北海道(株)、USOL東北(株)、USOL東京(株)、USOL中部(株)、USOL関西(株)、USOL中国(株)およびUSOL九州(株)を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

⑸ 対処すべき課題

日本ユニシスグループは、重要課題である売上と利益の拡大に向けて、「ビジネスICTプラットフォーム領域の変革」、「デジタル／ライフイノベーション領域の拡大」および「企業風土・人財改革」を重点戦略とする新中期経営計画「Innovative Challenge Plan」を達成すべく、総力をあげて取り組んでおります。

また、これらの戦略にはビジネス／技術両面の知財活用が強みとなるため、新年度の組織編制ではビジネスイノベーション部門として営業体制を、ビジネスサービス部門としてＳＥ体制をそれぞれ一体化するとともに、ビジネス創出機能をインキュベーション部門として再編いたしました。また、平成27年4月1日を効力発生日としてUSOL北海道(株)、USOL東北(株)、USOL東京(株)、USOL中部(株)、USOL関西(株)、USOL中国(株)およびUSOL九州(株)を吸収合併し、ビジネスサービス部門と一体化いたしました。この新たな体制で、更に業種横断でのビジネス連携や知財活用、新技術適用のスピードアップを進め、取り組みを強化してまいります。

① ビジネスICTプラットフォーム領域の変革

新中期経営計画では、ICTプラットフォームは、もはや単なる情報処理環境ではなく、走り続けるビジネスを支える土台であるとの認識から、「ビジネスICTプラットフォーム」を当社グループの第一の戦略領域と設定いたしました。そしてサービスの更なるスピード化・効率化と対応すべき技術領域の拡大が求められていることから、この領域の「変革」を掲げ、社内外のサービスを最速・最適に組合わせて提供するために、「サービスの工業化によるサービス体系の刷新」、「クラウドファーストへの対応」および「IoTへの対応強化」を推進してまいります。

② デジタル／ライフイノベーション領域の拡大

当社グループは、システムインテグレーションビジネス中心の事業から、外部サービスも含め複数のサービスを統合し「成長するデジタルエコノミー領域で、異業種をつなぐ新たな仕組みを提供する」ポジションへの事業変革を目指しており、新中期経営計画の成長戦略として、「デジタルイノベーション」および「ライフイノベーション」へのチャレンジを掲げております。

当社のお客様も含めて業種、業界を超えた様々な取り組みが始まっており、これに対応するために、柔軟に市場の変化に対応できるように顧客との接点である営業体制を一本化し、当社自らイノベーションを起こしてまいります。

平成28年3月期は、新中期経営計画の初年度として、これまでの先行ビジネスを活かしながら、特に注力すべき「決済イノベーション」「マーケティングイノベーション」「地方創生チャネル」の3つのプロジェクトを立ち上げ、更にビジネスを活発化させ、早期に収益化させるべく注力してまいります。

③ 企業風土・人財改革

当社グループを成長軌道に乗せるため、継続して企業体質の強化が重要と認識しており、重点戦略のひとつとして「企業風土・人財改革」を掲げております。企業風土改革として執行責任を明確にした組織改編を実施するとともに、各社員にチャレンジと変革活動に対する自分ゴト宣言を求めており、イノベーションを起こす風土の醸成を推進しております。また、当社グループの最大の資産である人財に関しても、変革を実行する変革リーダーへの学習の場を提供するプログラムや多様な人財に対応した働き方の変革などを進めてまいります。

なお、今後のグループ連携の更なる強化や事業の成長に伴い、ビジネスリスクの多様化が想定されており、当社グループとしては、現行のビジネスリスクマネジメントを更に拡充し、対応してまいります。

⑹ 財産および損益の状況の推移

区　分	第68期 ［平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで］	第69期 ［平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで］	第70期 ［平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで］	第71期 （当連結会計年度） ［平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで］
	百万円	百万円	百万円	百万円
受注高	267,894	259,551	309,790	263,478
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	255,122	269,170	282,690	269,154
（内訳）				
	百万円 （構成比%）	百万円 （構成比%）	百万円 （構成比%）	百万円 （構成比%）
サービス	187,213	186,579	188,155	187,089
	(73.4)	(69.3)	(66.6)	(69.5)
ソフトウェア	23,327	30,762	31,337	30,727
	(9.1)	(11.4)	(11.1)	(11.4)
ハードウェア	44,581	51,828	63,197	51,337
	(17.5)	(19.3)	(22.3)	(19.1)
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,498	1,250	6,305	7,246
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	△132　99	13　31	67　8	77　7
	百万円	百万円	百万円	百万円
純資産	63,223	67,916	76,016	81,975
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	190,083	197,779	202,468	199,772

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
3．第68期につきましては、投資一任契約のもとAIJ投資顧問(株)で運用しておりました日本ユニシス企業年金基金の年金資産について、その契約資産の大半が毀損しているものと判断し、特別損失として55億23百万円を計上したこと、ならびに、平成25年3月期以降に適用される法定実効税率の変更および請負開発損失引当金繰入額の計上の影響等で、回収が見込まれなくなる繰延税金資産について取崩しを行い、法人税等で前期比116億81百万円負担増の130億44百万円を計上したことにより、当期純損失となりました。
4．第71期より、報告セグメントの区分を変更しております。第70期の売上高内訳につきましては、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを表示しております。

⑺ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ユニアデックス株式会社	750	100	①ネットワークシステムの構築に係るサービスの提供ならびにこれに関する機器等の販売 ②コンピュータシステムの運用、管理の受託ならびに保守サービス

⑻ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、クラウドやアウトソーシングなどのサービスビジネス、コンピュータシステムやネットワークシステムの販売・賃貸、ソフトウェアの開発・販売および各種システム関連サービスの提供を行っております。

⑼ 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

名　称	事業所	所在地
日本ユニシス株式会社	本社	東京都江東区
	関西支社	大阪市
	中部支社	名古屋市
	九州支社	福岡市
	北海道支店	札幌市
	東北支店	仙台市
	新潟支店	新潟市
	北陸支店	金沢市
	静岡支店	静岡市
	中国支店	広島市
ユニアデックス株式会社	本社	東京都江東区
	関西支店	大阪市
	中部支店	名古屋市
	九州支店	福岡市

⑽ 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数（名）	対前期末増減（名）
8,246	△240

職群	従業員数（名）
セールス	1,490
システム・エンジニア	4,584
カスタマー・エンジニア他	1,006
スタッフ	1,166
合計	8,246 （前期末 8,486）

（注）１．当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種セグメントを全社横断的に営んでいるため、職群別従業員の状況を記載しております。

２．従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	対前期末増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
3,531	△170	43.7	19.8

（注） 従業員数減少の主な理由は、連結子会社からの受入出向者の減少および連結子会社への差出出向者の増加によるものです。

⑾ 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	6,800
農林中央金庫	6,300
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,700

2．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数 …… 300,000,000株

⑵ 発行済株式の総数 …… 109,663,524株

⑶ 株主数 …… 10,194名

⑷ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
大日本印刷株式会社	20,727	22.04
三井物産株式会社	9,798	10.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,861	6.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,003	5.32
農林中央金庫	4,653	4.95
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	3,110	3.31
日本ユニシス従業員持株会	2,616	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	2,380	2.53
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,117	2.25
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,959	2.08

（注）１．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．当社は自己株式15,622,346株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外しております。
３．持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（平成27年３月31日現在）

名　　称	第１回新株予約権（株式報酬型）
保有人数	
当社取締役（社外取締役を除く）	６名（注）
当社社外取締役	－名
当社監査役	－名
新株予約権の数	49個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,900株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	平成25年７月１日～平成55年６月30日

（注）内１名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。

名　　称	第２回新株予約権（株式報酬型）
保有人数	
当社取締役（社外取締役を除く）	６名（注）
当社社外取締役	－名
当社監査役	－名
新株予約権の数	292個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	29,200株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	平成26年７月１日～平成56年６月30日

（注）内１名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。

名　　称	第３回新株予約権(株式報酬型)
保有人数	
当社取締役（社外取締役を除く）	６名
当社社外取締役	－名
当社監査役	－名
新株予約権の数	650個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	65,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	平成27年７月１日～平成57年６月30日

⑵　当事業年度中に当社使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

名　　称	第３回新株予約権(株式報酬型)
発行決議日	平成26年６月26日
交付した者の人数	
当社使用人	18名（注１）
当社子会社の役員および使用人	16名（注２）
新株予約権の数	2,038個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	203,800株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	平成27年７月１日～平成57年６月30日

（注）１．当社執行役員に対して付与したものです。
　　２．当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対して付与したものです。

⑶ その他新株予約権の状況

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

名　　称	2016年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債
発行決議日	平成25年６月４日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,464,991株
転換価額	1,114円
新株予約権の行使期間	平成25年７月４日～平成28年６月６日
新株予約権付社債の残高	15,087百万円

4．会社役員に関する事項

⑴ 会社役員の状況

取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長	黒川　茂	全般、CEO(チーフ・エグゼクティブ・オフィサー)
代表取締役	龍野隆二	CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)
代表取締役 上席専務 執行役員	高橋　修	管掌：経営企画部、業務部、人事総務部 管掌／担当：戦略事業企画部、広報部、 システム購買統括部
代表取締役 専務執行役員	平岡昭良	ビジネスイノベーション部門長、CMO(チーフ・マーケティング・オフィサー) 管掌：金融事業部門、製造流通事業部門、 公共事業部門、ビジネスイノベーション部門、 DXNビジネス推進部、支社店、グループ会社
代表取締役 常務執行役員	向井　丞	システム技術部門長、CSO(チーフ・サービス・オフィサー) 管掌：システム技術部門、品質保証部
取締役 常務執行役員	向井俊雄	CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー) 管掌：法務部 管掌／担当：財務部、経理部、IR部
取締役	小槙達男	大日本印刷(株)顧問
取締役	川田　剛	税理士法人山田&パートナーズ会長 (株)大冷社外監査役
常勤監査役	原　和弘	
常勤監査役	井村彰宏	
常勤監査役	内山悦夫	
監査役	古谷滋海	大日本印刷(株)常務役員（管理部、関連事業部、海外事業統括本部担当） 北海道コカ・コーラボトリング(株)社外監査役
監査役	野田雅生	野田総合法律事務所代表パートナー 東京地方裁判所民事調停委員 北海道瓦斯(株)社外取締役 公益財団法人がん研究会監事

（注）１．小槙達男、川田　剛の両氏は、社外取締役です。
２．井村彰宏、内山悦夫、古谷滋海、野田雅生の４氏は、社外監査役です。
３．原　和弘氏は、当社経理部長および財務部長の経験をはじめとして、当社経理・財務部門における長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．内山悦夫氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．古谷滋海氏は、大日本印刷(株)経理本部経理第１部長等の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、取締役 川田　剛氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
７．大日本印刷(株)は当社のその他の関係会社であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引を行っております。また、当社は同社との間で「業務提携等に関する契約」を締結しております。
８．野田総合法律事務所は当社の顧問事務所です。
９．上記のほか、当社と社外役員の兼職先との間には特別な関係はありません。

当事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任年月日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
馬場由顕	平成27年１月15日	逝去	取締役（社外取締役） 三井物産(株)次世代・機能推進本部 ITソリューション事業部長

（注）三井物産(株)は当社の主要株主であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引を行っております。

※ 当社は、執行役員制を導入しております。平成27年３月31日現在の取締役以外の執行役員は次のとおりです。

地　　位	氏　　名	役職および担当
上席常務執行役員	秋山　眞	関西支社長
常務執行役員	伊地知吉徳	公共事業部門長 担当：支社店
常務執行役員	岩田和洋	金融事業部門長
常務執行役員	山下良一	CRMO(チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー)、 CISO(チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー)、 CPO(チーフ・プライバシー・オフィサー) 担当：法務部
執行役員	田﨑　稔	担当：DXNビジネス推進部

地位	氏名	役職および担当
執行役員	岡田正之	製造流通事業部門副部門長
執行役員	大友勝博	金融事業部門副部門長
執行役員	石山耕一	公共事業部門副部門長、公共システム本部長
執行役員	小西宏和	公共事業部門副部門長、公共第一事業部長
執行役員	兵働広記	CIO(チーフ・インフォメーション・オフィサー)、ビジネスイノベーション部門副部門長、ビジネスアグリゲーション部長 担当：業務部
執行役員	松尾桂志	人事総務部長 担当：人事総務部
執行役員	齊藤昇	製造流通事業部門長
執行役員	角田道彦	ビジネスイノベーション部門部門付
執行役員	笹尾忍	品質保証部長 担当：品質保証部
執行役員	永井和夫	公共第三事業部長
執行役員	八田泰秀	ビジネスイノベーション部門副部門長 社会基盤事業推進部長
執行役員	葛谷幸司	経営企画部長 担当：経営企画部
執行役員	橋本博文	金融事業部門副部門長 金融システム第一本部長

⑵ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	11名	266百万円
監査役	6名	91百万円
計	17名	358百万円

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役の報酬限度額は、平成５年６月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内とご承認いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成18年６月22日開催の第62回定時株主総会において月額８百万円以内とご承認いただいております。

4．上記には、平成26年６月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および平成27年1月15日に逝去により退任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5．上記には、平成26年６月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
6．社外取締役４名および社外監査役５名の当事業年度に係る報酬等の総額は、77百万円です。

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係については、前記「⑴会社役員の状況」に記載のとおりです。

② 社外役員の主な活動状況

・取締役　小槙　達男

当事業年度開催の取締役会12回(書面決議を除く。以下同じ)の全てに出席し、豊富なビジネス経験を活かし、幅広い見地から、適宜、質問・意見を述べております。

・取締役　川田　剛

当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、税務・会計分野における豊富な経験と専門的知見を活かし、適宜、質問・意見を述べております。

・取締役　馬場　由顕

平成26年６月26日の就任以降平成27年１月15日の退任までに開催された取締役会６回のうち４回に出席し、豊富なビジネス経験を活かし、幅広い見地から、適宜、質問・意見を述べております。

・監査役　井村　彰宏

当事業年度開催の取締役会12回および監査役会12回の全てに出席し、豊富なビジネス経験と内部監査に関する知見を活かし、適宜、質問・意見を述べております。

・監査役　内山　悦夫

平成26年６月26日の就任以降開催の取締役会９回および監査役会10回の全てに出席し、主に財務・会計に関する専門的な見地から、適宜、質問・意見を述べております。

・監査役　古谷　滋海

当事業年度開催の取締役会12回のうち８回、また、監査役会12回のうち７回に出席し、主に財務・会計に関する専門的な見地から、適宜、質問・意見を述べております。

・監査役　野田　雅生

当事業年度開催の取締役会12回および監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、質問・意見を述べております。

③ 当社と全ての社外取締役および社外監査役は、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

5．会計監査人に関する状況

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の財務情報開示に係る相談業務等についての対価を支払っております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 監査役会は、会計監査人の職務遂行の状況等から、解任または不再任が妥当と判断した場合は、議案の内容を決定した上で、「会計監査人の解任または不再任」および「会計監査人の選任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求し、取締役会は当該請求に従って、当該議案を株主総会に付議する。

② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができる。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
企業行動憲章およびコンプライアンス基本規程の策定	日本ユニシスグループはコンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」および「グループ・コンプライアンス基本規程」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行う。
コンプライアンス委員会の設置	この実現のため、コンプライアンスを担当する代表取締役と関連コーポレートスタッフ部長等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、その責任者としての代表取締役であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の統括のもと、コンプライアンス・プログラムの推進を図る。さらに、グループ各社において選任された各社のCCOと連携し、グループ全体でのコンプライアンス・プログラムについても、積極的な展開を図る。
コンプライアンス教育の実施	コンプライアンスに関する具体的な行動規範を示したコンプライアンスガイドをグループ各社の全役職員を対象に配布・公開するとともに、全役職員に、コンプライアンス基本方針を遵守し法令等に則った行動をする旨の誓約を求める。
	コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、グループ各社の全役職員を対象として、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関するeラーニングや研修会の実施等による継続的な教育・普及活動を行う。
内部通報制度	グループの役職員が業務を行っていく上でのコンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、コミュニケーション・ルートを設定する。さらに、コンプライアンス委員会事務局への直接の報告・相談ルート(ホットライン)を確立および維持・改善し、コンプライアンス違反による企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する仕組みを構築する。
	ホットライン利用者(通報者)の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
コンプライアンス違反に対する対応	コンプライアンス違反が発生した場合は、経営トップが自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行う。
コンプライアンス体制の有効性監査	コンプライアンス委員会の活動状況は社長、監査役へ報告されるとともに、取締役会において定期的に報告される。また、内部監査部によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われる。
適正な財務報告を行うための基本方針	「適正な財務報告を行うための基本方針」に則り、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを構築する。
反社会的勢力への対応	反社会的勢力との関係不保持および助長行為の排除を方針とする。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
文書保存管理規程 秘密情報の取扱要領	取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存および管理を行う。 ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録ならびにそれらの関連資料 ② 各種委員会その他重要会議の議事の経過およびその関連資料 ③ 取締役または執行役員を決裁者とする稟議書およびその他重要な社内申請書類 ④ 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関または証券取引所に提出した書類の写し等その他重要文書 情報の保存期間および保存場所等の保存および管理に関する体制については、「文書保存管理規程」および「秘密情報の取扱要領」等の社内規則に定める。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
日本ユニシスグループのリスク管理システム	損失の危険(リスク)については、社内外の状況の変化に応じ、適宜、リスク管理項目の見直しを行うとともに、社内規程「日本ユニシスグループのリスク管理システム」に基づき、以下の施策を実施する。 ① 各部署は付与された権限の範囲内で、リスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合の対策の策定・対処などのリスク管理を行う。グループ関連組織(団体)の統制リスクについても、リスク管理の対象とする。 ② 全社横断的なリスクやグループ全体のリスクの管理については、リスク管理を担当する役員を委員長とするリスク管理委員会が、グループ経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。 ③ 重大なリスクが発生した場合は、社長(または社長が任命した者)を本部長とする経営レベルのリスク対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を実施する。
事業継続活動	事業継続活動については、事業継続推進組織を設置するとともに組織横断的な検討を加えることにより、被害を最小限に食い止め利害関係者への影響を最小化するための事業継続計画(BCP)を策定し、リスクが発生した場合でも迅速かつ的確に対応を図るための体制「事業継続管理(BCM)」へと結び付ける。
ビジネス審査委員会	グループ全体の損益に重大な影響を与える大規模開発案件に対しては、経営レベルが参加するビジネス審査委員会により、提案および実行時における案件の審査を行い、重大なリスクを軽減する。同様に事業型案件の企画・構築・運用に関しても、進行・投資の可否を審査する。
総合セキュリティ委員会	グループ各社の管理下にある重要な情報資産を情報セキュリティの対象とし、総合セキュリティ委員会の設置を行うとともに、グループ情報セキュリティ総合戦略に基づき、情報セキュリティ強化策を策定、実施する。なお、当社およびグループ会社の協力企業に対しても同様に情報管理の徹底を図る。
リスク管理体制の有効性監査	リスク管理委員会の活動状況は社長、監査役に報告されるとともに、内部監査部により、リスク管理体制の有効性について監査を行う。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
取締役会	定時取締役会は毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じ随時開催する。取締役会は、代表取締役および執行役員の職務執行が効率的かつ適正に行われているかの監督を行う。
執行役員制度	経営の監督と執行を分離するために、執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図る。
経営会議	業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、全代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。
委員会制度	取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会(コンプライアンス委員会、CSR委員会、リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、商品審査委員会、ビジネス審査委員会、情報システム投資委員会等)を置く。
稟議制度	一段組織長の権限を越える案件については、関連コーポレートスタッフ部長の専門的意見を反映させた上で、担当役員、意思決定機関(委員会)または経営会議構成メンバーの合議により決裁する制度を構築、運営する。

当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制	
関係会社管理規程	当社ならびにグループ会社の経営効率の向上および経営理念の統一化を図りグループとしての発展を遂げるために、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対し適切な管理を行う。
主管部署制	グループ会社の自律経営を原則としたうえで、グループ会社に対する主管部署を設け、主管部署は以下の諸事項についてグループ会社に対し適切な管理を行う。 ① 個々のグループ会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築、維持する。 ② グループ会社の経営者が適切な水準の内部統制を整備、運用するよう求める。 ③ グループ会社の重要なリスクの存在を識別し、これに対応するために継続的な統制を組織的に行う。
取締役、監査役の派遣	グループ各社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は取締役会において派遣先会社の代表取締役、業務を担当する取締役および執行役員の職務執行を監督し、監査役は派遣先会社の監査を行うとともに各監査役は連携し、グループ監査の実効性を高める。
シェアードサービスを活用した内部統制	当社またはグループ会社の専門会社が一括してグループ各社の人事業務、経理業務、総務業務等に関する事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
グループ・コンプライアンス	グループ全体でのコンプライアンス・プログラムについては、グループ各社のCCOが相互連携し、積極的な展開を図るとともに、グループ会社全体の統一したホットライン(内部通報窓口)を設置する。
グループ会社に対する内部監査	当社の内部監査部は、内部監査計画を立案し社長の承認を得た上でグループ会社全体の業務執行状況の内部監査を行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項	
補助使用人の配置	当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役の職務遂行を補助する使用人を3名以上配置する。これらの補助使用人は監査役の指揮命令に従って、監査業務全体を補佐するものとし、これに必要な、適正な知識、能力を有するものとする。
補助使用人の人事	補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、要員の人事については、担当取締役が監査役会の同意を得たうえ決定する。
	補助使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役会より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処する。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制	
重要会議への出席	監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起することができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他の重要会議に出席することができる。
重要書類の閲覧	監査役・監査役会には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
監査役会への報告	代表取締役および執行役員は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。
連絡会議の開催	監査役は、定期的に、社長、その他の取締役、執行役員、関連コーポレートスタッフ部長等との連絡会議を開催し、さらに、随時必要に応じ、職員も含め執行部側からの報告を受けることができる。特に、コンプライアンス関連情報については、CCOとの連絡会を定期的に開催する。
グループ会社監査役との連携	監査役は、主要な関係会社の往査ならびにグループ会社の監査役との日頃の連携および日本ユニシスグループ監査役連絡会を通して、グループ会社管理の状況の監査およびグループ監査の質的向上を図る。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
監査役監査の重要性・有用性の認識と、環境の整備	取締役は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
内部監査部との連携	監査役・監査役会は、内部統制システムの状況およびリスク評価等を含み、効率的な監査ができるよう、内部監査部と緊密な連携を保つことができる。
監査役監査への協力	監査役・監査役会が必要と認めたときは、代表取締役等と協議のうえ、特定の事項について、内部監査部に調査を求めることができる。また、監査役は、法務部、経理部その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
会計監査人との連携	監査役・監査役会は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

（注）上記には当事業年度中の体制を記載しております。

なお、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月８日開催の当社取締役会の決議により上記体制の一部改定を行っております。改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更を行ったものであり、改定後の体制は当社ウェブサイトにおいて開示しております。

以　上

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	23,326	支払手形及び買掛金	25,231
受取手形及び売掛金	68,121	短期借入金	4,000
商品及び製品	6,676	1年内返済予定の長期借入金	15,115
仕掛品	2,874	未払法人税等	382
原材料及び貯蔵品	349	未払費用	7,689
繰延税金資産	5,919	前受金	12,214
前払費用	8,903	請負開発損失引当金	1,687
その他	6,545	その他の引当金	736
貸倒引当金	△143	その他	10,591
流動資産計	122,573	流動負債計	77,648
固定資産		固定負債	
有形固定資産		転換社債型新株予約権付社債	15,087
建物及び構築物	3,296	長期借入金	21,655
機械装置及び運搬具	7,514	繰延税金負債	66
土地	618	引当金	414
その他	2,682	退職給付に係る負債	552
有形固定資産計	14,111	資産除去債務	1,335
無形固定資産		その他	1,037
のれん	1,797	固定負債計	40,148
ソフトウェア	19,076	負債合計	117,796
その他	452		
無形固定資産計	21,326	（純資産の部）	
投資その他の資産		株主資本	
投資有価証券	17,952	資本金	5,483
繰延税金資産	1,032	資本剰余金	15,281
退職給付に係る資産	7,176	利益剰余金	68,031
その他	16,102	自己株式	△19,283
貸倒引当金	△504	自己株式申込証拠金	2
投資その他の資産計	41,760	株主資本計	69,515
固定資産計	77,198	その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	5,511
		繰延ヘッジ損益	△10
		退職給付に係る調整累計額	6,004
		その他の包括利益累計額計	11,505
		新株予約権	366
		少数株主持分	587
		純資産合計	81,975
資産合計	199,772	負債純資産合計	199,772

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科目	金額	
		百万円
売上高		269,154
売上原価		205,712
売上総利益		63,442
販売費及び一般管理費		52,517
営業利益		10,924
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	432	
上場有価証券売却益	1,179	
持分法による投資利益	54	
その他	234	1,964
営業外費用		
支払利息	400	
その他	116	517
経常利益		12,371
特別利益		
投資有価証券売却益	69	
新株予約権戻入益	289	
退職給付制度改定益	152	
その他	0	512
特別損失		
固定資産除売却損	123	
特別退職金	1,401	
その他	133	1,658
税金等調整前当期純利益		11,225
法人税、住民税及び事業税	479	
法人税等調整額	3,443	3,922
少数株主損益調整前当期純利益		7,302
少数株主利益		56
当期純利益		7,246

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
当期首残高	5,483	15,281	68,267	△19,318	－	69,714
会計方針の変更による累積的影響額			△5,832			△5,832
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,483	15,281	62,435	△19,318	－	63,881
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△1,645			△1,645
当期純利益			7,246			7,246
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分			△4	35		31
自己株式申込証拠金の入金					2	2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	―	―	5,596	34	2	5,634
当期末残高	5,483	15,281	68,031	△19,283	2	69,515

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,437	△20	1,665	5,082	661	558	76,016
会計方針の変更による累積的影響額							△5,832
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,437	△20	1,665	5,082	661	558	70,184
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						△27	△1,672
当期純利益							7,246
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							31
自己株式申込証拠金の入金							2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,074	10	4,338	6,422	△294	56	6,185
連結会計年度中の変動額合計	2,074	10	4,338	6,422	△294	29	11,791
当期末残高	5,511	△10	6,004	11,505	366	587	81,975

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	22,121	支払手形	30
受取手形	204	買掛金	15,443
売掛金	39,273	短期借入金	4,000
有価証券	75	１年内返済予定の長期借入金	15,115
商品	3,229	リース債務	288
仕掛品	1,964	未払金	1,392
貯蔵品	24	未払費用	4,491
前渡金	0	未払法人税等	58
前払費用	3,429	前受金	5,182
繰延税金資産	2,884	預り金	7,014
関係会社短期貸付金	16,013	前受収益	186
未収入金	2,457	無償サービス費引当金	268
その他	4,859	１年以内に支払予定の進路選択支援補填引当金	173
貸倒引当金	△137	請負開発損失引当金	1,745
流動資産計	96,401	その他	2,200
固定資産		流動負債計	57,589
有形固定資産		固定負債	
建物	3,086	転換社債型新株予約権付社債	15,087
構築物	96	長期借入金	21,655
営業用コンピュータ	6,728	リース債務	421
工具器具備品	1,142	退職給付引当金	1,483
土地	618	進路選択支援補填引当金	258
リース資産	404	投資損失引当金	1,262
有形固定資産計	12,077	資産除去債務	1,335
無形固定資産		その他	280
ソフトウエア	16,672	固定負債計	41,782
リース資産	280	負債合計	99,372
その他	144		
無形固定資産計	17,097	（純資産の部）	
投資その他の資産		株主資本	
投資有価証券	16,071	資本金	5,483
関係会社株式	6,205	資本剰余金	
出資金	18	資本準備金	15,281
関係会社出資金	16	資本剰余金計	15,281
長期貸付金	26	利益剰余金	
従業員に対する長期貸付金	7	利益準備金	1,370
破産更生債権等	452	その他利益剰余金	
長期前払費用	3,768	別途積立金	4,400
繰延税金資産	3,086	建物圧縮積立金	146
その他	8,869	繰越利益剰余金	51,049
貸倒引当金	△444	利益剰余金計	56,966
投資その他の資産計	38,077	自己株式	△19,282
固定資産計	67,252	自己株式申込証拠金	2
		株主資本計	58,451
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	5,474
		繰延ヘッジ損益	△10
		評価・換算差額等計	5,463
		新株予約権	366
		純資産合計	64,281
資産合計	163,654	負債純資産合計	163,654

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科目	金額	
		百万円
売上高		163,570
売上原価		123,609
売上総利益		39,960
販売費及び一般管理費		32,946
営業利益		7,014
営業外収益		
受取利息	211	
受取配当金	2,489	
上場有価証券売却益	1,179	
関係会社業務受託料	558	
その他	520	4,959
営業外費用		
支払利息	346	
投資損失引当金繰入額	75	
その他	127	549
経常利益		11,425
特別利益		
投資有価証券売却益	67	
新株予約権戻入益	289	
その他	0	358
特別損失		
固定資産除売却損	71	
特別退職金	959	
その他	133	1,164
税引前当期純利益		10,618
法人税、住民税及び事業税	△301	
法人税等調整額	3,188	2,887
当期純利益		7,731

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					別途積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,483	15,281	15,281	1,370	4,400	138	49,511	55,420	△19,317	－	56,868
会計方針の変更による累積的影響額							△4,536	△4,536			△4,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,483	15,281	15,281	1,370	4,400	138	44,974	50,884	△19,317	－	52,331
事業年度中の変動額											
税率変更による積立金の増加						7	△7	－			－
剰余金の配当							△1,645	△1,645			△1,645
当期純利益							7,731	7,731			7,731
自己株式の取得									△0		△0
自己株式の処分							△4	△4	35		31
自己株式申込証拠金の入金										2	2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	7	6,074	6,081	34	2	6,119
当期末残高	5,483	15,281	15,281	1,370	4,400	146	51,049	56,966	△19,282	2	58,451

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,422	△21	3,401	661	60,930
会計方針の変更による累積的影響額					△4,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,422	△21	3,401	661	56,394
事業年度中の変動額					
税率変更による積立金の増加					－
剰余金の配当					△1,645
当期純利益					7,731
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					31
自己株式申込証拠金の入金					2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,051	10	2,062	△294	1,767
事業年度中の変動額合計	2,051	10	2,062	△294	7,887
当期末残高	5,474	△10	5,463	366	64,281

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

日本ユニシス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　澤　幸之助	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林　雅　人	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本ユニシス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ユニシス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

日本ユニシス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　澤　幸之助　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林　雅　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本ユニシス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

平成27年５月15日

日本ユニシス株式会社
代表取締役社長　黒　川　　茂　殿

日本ユニシス株式会社　監査役会

常勤監査役	原　　和　弘	㊞
常勤監査役（社外監査役）	井　村　彰　宏	㊞
常勤監査役（社外監査役）	内　山　悦　夫	㊞
監　査　役（社外監査役）	古　谷　滋　海	㊞
監　査　役（社外監査役）	野　田　雅　生	㊞

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、既存ビジネスの変革や新規分野への挑戦等によるリスクの多様化にともない内部統制システムの重要性が高まっており、監査役会としてもその運用状況に関して引き続き監視・検証をいたします。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の増大が最も重要な株主還元であるとの認識のもと、業績に応じた配当を基本方針として、安定的、継続的な利益配分に努めております。具体的な配当額につきましては、事業発展のための内部資金の確保に留意しつつ、経営環境等を総合的に勘案し決定させていただきます。

当期の株主配当金につきましては、今後の経営環境および事業展開等を勘案し、１株につき年20円(配当性向26.0%)といたしたく存じます。なお、平成26年12月に中間配当金として１株につき10円をお支払い申し上げましたので、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金10円　総額940,411,780円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができることとなりました。つきましては、これに従い、現行定款第25条第２項および第32条第２項の一部を変更いたしたいと存じます。

なお、変更案第25条については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第25条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第25条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（監査役の責任免除） 第32条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第32条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第３号議案　取締役８名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現在の取締役８名は全員任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 当社との特別の利害関係
1	くろかわ　しげる 黒川　茂 （昭和26年９月１日）	昭和49年４月　当社入社 平成16年４月　日本ユニシス・ソフトウェア(株) 第一システムサービス本部 金融第一統括部長 平成17年４月　日本ユニシス・ソリューション(株) 執行役員 平成19年４月　当社SW&サービス本部リソース・ マネジメント室 兼SW&サービス本部長補佐 兼金融第二ソリューション統括PM 平成20年４月　当社執行役員 平成22年４月　当社常務執行役員 兼USOLホールディングス(株)社長 平成23年６月　当社代表取締役社長(現) （担当） ・CEO(チーフ・エグゼクティブ・オフィサー) ・全般	(1) 15,700株 (2) なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 当社との特別の利害関係
2	ひらおか　あきよし 平岡　昭良 (昭和31年6月6日)	昭和55年４月　当社入社 平成13年７月　当社asaban.com事業部副事業部長 平成14年４月　当社ビジネスアグリゲーション事業部長 平成14年６月　当社執行役員 平成17年６月　当社取締役常務執行役員 平成19年４月　当社取締役上席常務執行役員 平成19年６月　当社上席常務執行役員 平成23年４月　当社専務執行役員 平成23年６月　当社代表取締役専務執行役員 平成24年４月　当社代表取締役専務執行役員 兼製造流通事業部門長 平成25年４月　当社代表取締役専務執行役員(現) 兼製造流通事業部門長 兼ビジネスイノベーション部門長 （担当） ・CMO(チーフ・マーケティング・オフィサー) ・管掌：インキュベーション部門、ビジネスイノベーション部門、広報部、人事部、業務部、支社店、グループ会社	(1) 18,400株 (2) なし
3	むかい　すすむ 向井　丞 (昭和30年11月1日)	昭和51年４月　当社入社 平成15年４月　当社システムサービス本部金融第二システム統括部開発１部長 平成16年４月　日本ユニシス・ソフトウェア(株)執行役員 平成18年１月　日本ユニシス・ソリューション(株)執行役員 平成19年４月　当社SW＆サービス本部S-BITS統括PM 平成20年４月　当社金融アウトソーシングセンター長 平成21年４月　当社執行役員 平成23年４月　当社常務執行役員 平成24年４月　当社常務執行役員 兼システム技術部門長 平成24年６月　当社代表取締役常務執行役員(現) 兼システム技術部門長 （担当） ・CSO(チーフ・サービス・オフィサー) ・CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー) ・管掌：ビジネスサービス部門、経営企画部、総合技術研究所、品質保証部	(1) 8,500株 (2) なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 当社との特別の利害関係
4	むかい　としお 向井　俊雄 (昭和30年2月9日)	昭和53年４月　三井物産(株)入社 平成15年３月　同社経理部税務室長 平成17年６月　同社会計・リスク統括部総合企画室長 平成18年４月　同社業務プロセス管理部長 平成19年４月　米国三井物産(株)SVP&CFO 平成22年６月　三井物産(株)内部監査部検査役 平成24年４月　当社執行役員 兼経理部長 平成26年４月　当社常務執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員 平成27年４月　当社代表取締役常務執行役員(現) （担当） ・CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー) ・CRMO(チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー) ・CISO(チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー) ・CPO(チーフ・プライバシー・オフィサー) ・管掌／担当：財務部、経理部、法務部	(1) 7,800株 (2) なし
5	かわだ　ごう 川田　剛 (昭和17年12月3日)	昭和42年４月　国税庁入庁 大阪国税局柏原税務署長、在サンフランシスコ日本国総領事館領事、国税庁長官官房国際業務室長、同徴収部管理課長、仙台国税局長などを歴任 平成８年９月　税理士登録開業 平成９年４月　国士舘大学政経学部教授 平成14年６月　税理士法人山田&パートナーズ会長(現) 平成15年４月　國學院大學経済学部教授 平成16年４月　明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授 平成16年６月　(株)バンダイ社外監査役 平成18年６月　(株)村田製作所社外監査役 平成24年６月　(株)大冷社外監査役(現) 平成25年６月　当社社外取締役(現)	(1) なし (2) なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 当社との特別の利害関係
6	【新任】 たかだ　かずひこ 高田　和彦 (昭和29年2月20日)	昭和52年４月　大日本印刷(株)入社 平成19年４月　同社DNPグループ情報セキュリティ委員会情報セキュリティ本部長 平成23年５月　(株)DNP情報システム代表取締役社長 平成24年10月　大日本印刷(株)SI事業開発推進本部長 平成26年６月　同社役員、SI事業開発推進本部長、情報システム本部担当 平成26年７月　同社役員、ABセンター SI事業開発推進本部、情報システム本部担当(現)	(1) なし (2) 大日本印刷(株)は当社のその他の関係会社であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引を行っております。また、当社は同社との間で「業務提携等に関する契約」を締結しております。
7	【新任】 やまだ　たけし 山田　健嗣 (昭和38年3月28日)	昭和61年４月　三井物産(株)入社 平成12年４月　同社情報産業本部戦略企画室長 平成18年４月　同社アジア・大洋州本部情報産業商品本部長 平成22年４月　同社事業管理部次長 平成24年10月　同社情報産業本部モバイルインターネット・メディア第二部次長 平成27年３月　同社次世代・機能推進本部ITソリューション事業部長 平成27年４月　同社ICT事業本部ITソリューション事業部長(現)	(1) なし (2) 三井物産(株)は当社の事業の部類に属する取引を行っております。また、同社は当社の主要株主です。
8	【新任】 そのだ　あやこ 薗田　綾子 (昭和38年8月28日)	昭和63年８月　(株)クレアン設立　代表取締役就任(現) 平成15年10月　NPO法人サステナビリティ日本フォーラム事務局長(現) 平成16年６月　NPO法人社会的責任投資フォーラム理事(現) 平成24年４月　認定NPO法人JKSK(女性の活力を社会の活力に)理事(現)	(1) なし (2) なし

(注) 1．川田　剛、高田和彦、山田健嗣、薗田綾子の各氏は、社外取締役候補者です。

2．川田　剛氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与されたことはありませんが、税務・会計分野における豊富な経験と高度な専門的知見を有しておら

れることから、これらを活かした助言をいただくこと、および客観的かつ公正な立場から経営を監督いただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、川田氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。また、当社は川田氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定です。

３．高田和彦氏につきましては、大日本印刷(株)等における役員としての経営経験を活かしていただくとともに、社外の客観的立場から、実効性ある経営監督機関となっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、大日本印刷(株)は当社の特定関係事業者(主要な取引先)であり、高田氏はこれまで同社から業務執行者としての報酬等を受けており、今後も受ける予定があります。
高田氏の大日本印刷(株)における現在およびこれまでの業務執行者としての状況は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

４．山田健嗣氏につきましては、三井物産(株)での情報産業分野における長年の実務経験を活かしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくこと、および実効性ある経営監督機関となっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。

５．薗田綾子氏につきましては、長年にわたりCSRや環境経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活用を促進する活動にも力を注いでこられた経験を活かして、今後の当社経営に多角的な視点でアドバイスいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、当社は、同氏が代表取締役を務める(株)クレアンに、CSRに関するコンサルティング等の業務を委託しておりますが、当社から同社への支払額は同社の直近事業年度における売上高の２％未満であり僅少です。
また、薗田氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

６．当社は、川田　剛氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。
また、高田和彦、山田健嗣、薗田綾子の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定です。

＜ご参考＞ 当社および当社子会社の取締役および執行役員に対する「業績連動型報酬制度」について

当社グループでは、連結業績との連動性を明確にし、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有することで、継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、グループ業績の成否に重要な役割を担う当社および当社連結子会社であるユニアデックス株式会社の取締役および執行役員（以下、総称して「適用対象者」といいます）に対する報酬に関し、平成24年度より「業績連動型報酬制度」を導入しております。その実施のため、本定時株主総会において第4号議案（当社取締役への付与）および第5号議案（ユニアデックス株式会社の取締役および執行役員への付与）として、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権に関する件を上程しております。また、当社は、「業績連動型報酬制度」の適用対象者である当社執行役員に対しても、当社取締役に対し発行する新株予約権と同内容の新株予約権を付与する予定です。第4号議案および第5号議案が原案どおり可決された場合、当期の「業績連動型報酬制度」に基づき付与される新株予約権の数およびその目的である当社普通株式の総数（上限）は次のとおりとなります。なお、社外取締役は「業績連動型報酬制度」の適用対象者ではなく、新株予約権は付与いたしません。

適用対象者	人数	付与される新株予約権の数およびその目的である当社普通株式の総数（上限）
当社取締役（社外取締役を除きます）	4名	537個　（53,700株）
当社執行役員	16名	1,170個（117,000株）
ユニアデックス株式会社の取締役および執行役員	16名	1,005個（100,500株）
合　　計	36名	2,712個（271,200株）

＜「業績連動型報酬制度」の概要＞

① 適用対象者に対する報酬の一部（職位にかかわらず一律10%）については、現金での支給から移行し、株式報酬として新株予約権を付与する。

② 適用対象者に付与された新株予約権については、平成28年３月期の連結当期純利益が期初計画どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を０～200%の範囲内で変動させる。なお、適用対象者に対しては、計画達成率が200%の場合に相当する新株予約権を一旦付与するものの、実際の達成率に応じて、権利行使可能分以外の新株予約権は全て失効させる。

第４号議案　当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本議案は、中長期的な企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社取締役（社外取締役を除きます。以下本議案において同様とします）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものです。

この新株予約権は、当社取締役に対する報酬の一部につき、現金による報酬を支給することに代え新株予約権を付与するものであり、前記の「業績連動型報酬制度」の考え方のとおり、平成28年３月期の連結当期純利益が、期初計画値（8,500百万円）どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100％として計画達成率を算出し、その達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を０～200％の範囲内で変動させることといたしますので、連結業績向上に向けた中長期インセンティブ報酬として相当なものであると考えております。

（議案の内容）

１．株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関わる報酬等の額は、本定時株主総会の日から１年間において年額60百万円を上限といたしたく存じます。

なお、この新株予約権に関する報酬等の額は、平成５年６月25日開催の第49回定時株主総会においてご承認いただきました当社の取締役に対する報酬等の限度額である月額35百万円の枠内として設定するものです。

当社取締役の人数は、第3号議案のご承認が得られますと、8名（うち社外取締役は4名）となります。

２．株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権の具体的な内容は、以下の内容といたしたく存じます。

⑴　新株予約権の総数

本定時株主総会の日から１年間において、上記１．に記載した年額60百万円の範囲内で、かつ537個を上限とする。

⑵　新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株と

する。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合等、付与株式数を調整することが必要な場合は、合理的な範囲で付与株式数を調整することとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

⑶ 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日における当社株価、行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された公正な評価単価に基づくものとする。当該払込金額については、金銭の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

⑷ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑸ 新株予約権を行使することができる期間

平成28年７月１日から30年間

⑹ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑺ 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は業績評価期間である平成28年３月31日まで継続して、当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを要する（死亡等による地位喪失の場合を除く）。

②新株予約権者は、平成28年７月１日から、新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過する日、または新株予約権を行使することができる期間の最終日のうち、いずれか早く到来する日まで、新株予約権を行使することができる。

⑻ 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

第５号議案　当社子会社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

本議案は、当社の連結子会社であるユニアデックス株式会社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものです。

この新株予約権は、ユニアデックス株式会社の取締役および執行役員に対する報酬の一部につき、現金による報酬を支給することに代え新株予約権を付与するものであり、第4号議案の当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権と同様に、平成28年３月期の連結当期純利益が、期初計画値（8,500百万円）どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100％として計画達成率を算出し、その達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を０～200％の範囲内で変動させることといたしますので、連結業績向上に向けた中長期インセンティブ報酬として相当なものであると考えております。

（議案の内容）

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

前記の＜ご参考＞にて記載しました「業績連動型報酬制度」の考え方に基づき、ユニアデックス株式会社の取締役および執行役員についても、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とするものです。

２．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

⑴　新株予約権の数の上限

本定時株主総会の日から１年間において、下記⑶に定める内容の新株予約権1,005個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式100,500株を上限とし、下記⑶①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

⑵　新株予約権と引換えに、金銭を払込むことを要しないものとする。
⑶　新株予約権の内容
①新株予約権の目的である株式の種類および数
　新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。
　なお、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

　また、上記のほか、決議日以降、付与株式数の調整をすることが必要な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
　上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
③新株予約権を行使することができる期間
　平成28年７月１日から30年間
④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
ⅰ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。
ⅱ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

以下のⅰないしⅲの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ⅲ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑦組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併、吸収分割若しくは新設分割、または株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

ⅰ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ⅱ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

ⅳ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記ⅲに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

ⅴ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予

約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

viii 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

ix その他の新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑨新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は業績評価期間である平成28年３月31日まで継続して、当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを要する（死亡等による地位喪失の場合を除く）。

ii 新株予約権者は、平成28年７月１日から、新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過する日、または新株予約権を行使することができる期間の最終日のうち、いずれか早く到来する日まで、新株予約権を行使することができる。

⑩新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス
http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて

⑴ インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

⑵ 議決権の行使期限は、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

⑴ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

⑴ パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer®

(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Readerまたは、Ver.6.0以降のAdobe Reader®

※Microsoft、Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe、Acrobat、Adobe Readerは米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

⑵ 携帯電話端末用サイトによる場合
以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。
① i モード® ②EZweb® ③Yahoo!®ケータイ
※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。
※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

⑵ その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部　事務センター
［電話］　0120（782）031
（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

6．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都江東区豊洲一丁目１番１号
当本社29階会議室

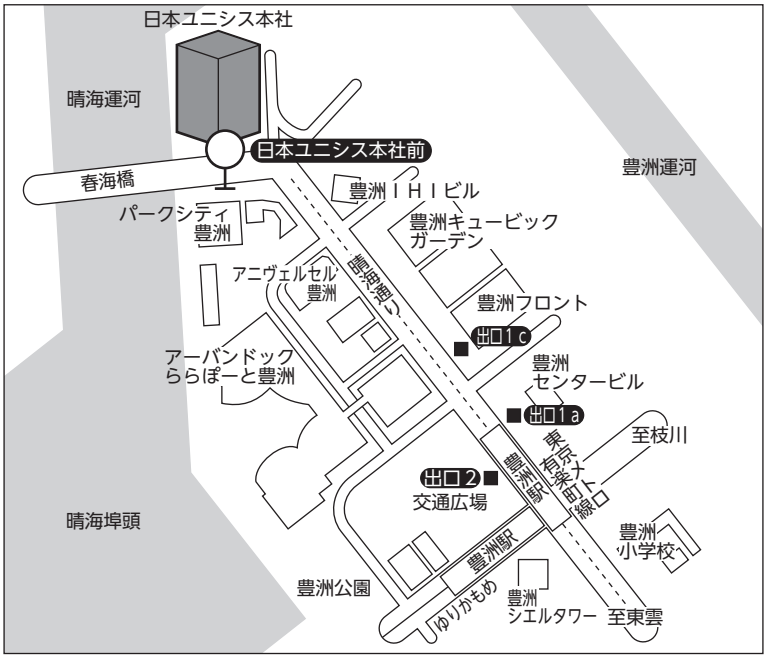

交　通　・東京メトロ有楽町線「豊洲」駅出口１a、１c、２、
ゆりかもめ「豊洲」駅より徒歩約10分
・路線バス
以下の都営バスにて「日本ユニシス本社前」下車 徒歩１分
〈東15〉東京駅八重洲口～深川車庫前
〈東16〉東京駅八重洲口～深川車庫前／東京ビッグサイト／豊洲駅前
〈業10〉新橋駅～とうきょうスカイツリー駅前／深川車庫前
〈錦13〉錦糸町駅前～晴海埠頭
〈豊洲01〉豊洲駅前～ＩＨＩ前・キャナルコート（循環）
～豊洲駅前　※平日の朝・夕のみ運行

UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。